（消除予定添加物名簿に関する省令の一部改正）

第七条　消除予定添加物名簿に関する省令（平成七年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
消除予定添加物名簿に関する内閣府令	消除予定添加物名簿に関する省令
（消除予定添加物名簿の訂正の申出）	（消除予定添加物名簿の訂正の申出）
第二条　法附則第二条の三第三項の規定による申出をしようとする者は、消費者庁長官に次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。	**第二条**　法附則第二条の三第三項の規定による申出をしようとする者は、厚生労働大臣に次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

（水道法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（経過措置）	（経過措置）
第二条　地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者であって、国土交通大臣及び環境大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。	**第二条**　地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者であって、厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。
２　前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。	２　前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　写真（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）別表第一に定める要件を満たしたもの。）	二　写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもの。）
三・四　（略）	三・四　（略）

（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正）

第九条　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（耐圧に関する基準）	（耐圧に関する基準）
第一条　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。	**第一条**　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。
一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
二～四　（略）	二～四　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）